

その他の地震時の安全対策等

①ブロック塀等の倒壊防止対策

- 適切な維持管理や安全対策に関する啓発や情報提供
- 所有者に改善を求めるとともに、撤去費用の一部を助成

②落下物防止対策

- 窓ガラスの飛散、外壁タイル等の落下、天井の崩落、屋外広告物の落下の防止対策として適切な維持管理について指導・助言等

③エレベーターの安全対策

- 有資格者による定期的な検査及び損傷・腐食などの点検結果の報告の義務付け
- 適正な維持管理について指導・助言等

④管理不全な空家等の安全対策

- 空家等の所有者等に対し、適切な管理について必要な指導・助言等

⑤屋内避難通路の確保対策

- 廊下や非常階段等の適切な維持管理について指導・助言等

⑥特定既存耐震不適格建築物に関する対策

- 耐震診断・耐震改修の実施が必要な建築物の所有者への指導・助言等

建築物等の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発や支援を行うとともに、関係団体等と連携して、地震時の安全性の向上の取組みを行います。

①専門家等による支援

- 耐震診断士による相談事業
- 地域住民主体の地震防災対策に関する取組み支援
- 耐震診断・耐震改修の相談体制の整備
- マンション管理・耐震化等の支援事業
- 耐震化促進業務に携わる技術者の育成・養成

配布パンフレットの例



②情報提供・啓発

- 耐震診断・耐震改修に関するパンフレットの配布等
- 地震ハザードマップの作成・公表
- 耐震診断済ステッカー・耐震改修済ステッカーの交付
- 建築基準法に基づく定期報告制度の活用
- 融資制度、税の特例措置
- 地震保険の普及促進
- 家具の転倒防止等



③関係団体等との連携

- マンション管理支援ネットワークせんだい・みやぎ
- 宮城県建築物等地震対策推進協議会
- その他関係団体等

仙台市 耐震改修 促進計画

(平成28年度～平成32年度)

平成28年4月
仙台市

〔概要版〕

本計画は、平成20年4月に策定した「仙台市耐震改修促進計画(平成20年度～平成27年度)」の実績と課題を検証し、東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)での教訓や法律改正等を踏まえ、地震に強い都市づくりに向けて、取組みの強化を図るために次期計画として策定するものです。

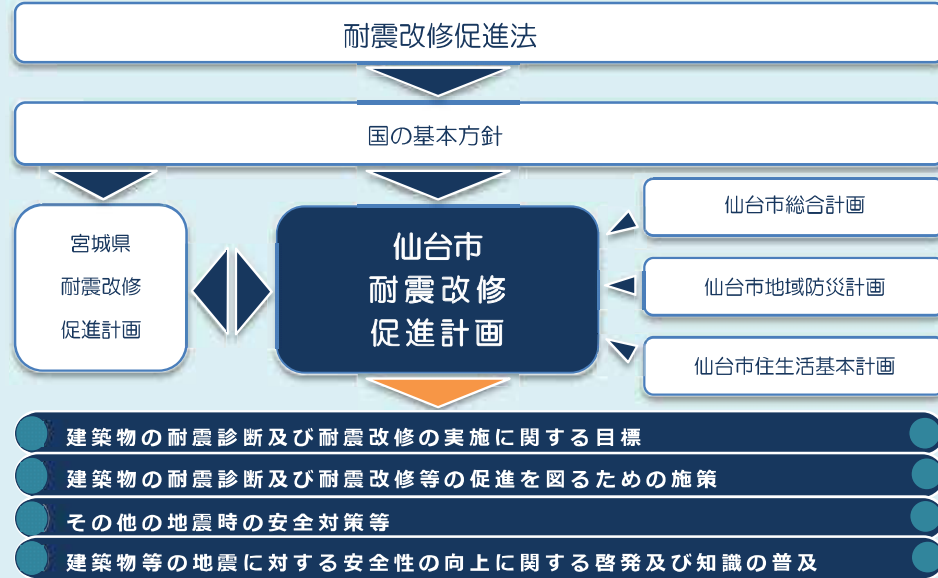
<問い合わせ先> 仙台市都市整備局建築宅地部建築指導課 〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1
TEL:022-214-8323/FAX:022-211-1918 E-Mail:tos009420@city.sendai.jp

耐震改修促進計画とは

目的：地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護する

内容：建築物の耐震化に向けた取組みや、地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項等

根拠：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「耐震改修促進法」)



建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 取組みの方向性

住宅^{※1}の耐震化

より一層の啓発と効果的な耐震化促進策の検討

民間特定建築物^{※2}の耐震化

指導・助言や、より一層の耐震化促進策の検討
新基準に適合しない大規模空間の吊り天井の耐震化促進

市有建築物^{※3}の耐震化

一部耐震化が未了の建築物について早期の耐震化

「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物の耐震化

高規格幹線道路等と中心部を結ぶアクセスの基軸となる幹線道路について、最優先で耐震化を促進

地震時の安全対策等

ブロック塀等の安全確保に向けた指導・助言等

啓発等の推進

震災の経験も踏まえた更なる啓発の取組み

(2) 建築物の耐震化率の実績と目標

平成 32 年度の建築物の耐震化率について、実績と課題を踏まえて、下記のように目標を設定します。

建築物	前計画の目標 (平成 27 年度)	実績 (平成 27 年度)	本計画の目標 (平成 32 年度)
住宅	90%	約 90%	95%
民間特定建築物	90%	約 91%	95%
市有建築物	100%	約 99%	100%

※1：戸建て住宅、共同住宅、長屋等

※2：耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる、多数の者が利用する一定規模以上の建築物

※3：本市が所有する建築物で 2 階建て以上又は床面積が 200 m²以上の非木造建築物
(保育所や児童館等の多数の者が利用する福祉施設等の建築物については木造も対象)

建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための施策

住宅の耐震化

【耐震診断】

旧耐震基準で建築された住宅の耐震診断の費用の一部を助成します。

- 仙台市戸建木造住宅耐震診断支援事業
- 仙台市木造共同住宅耐震診断促進事業
- 仙台市分譲マンション耐震予備診断支援事業
- 仙台市分譲マンション耐震精密診断補助金交付事業

【耐震改修】

耐震性不足の戸建住宅や分譲マンションの耐震補強工事、耐震改修工事の費用の一部を助成します。

- 仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付事業
- 仙台市戸建木造住宅耐震改修工事促進補助金交付事業
- 仙台市分譲マンション耐震改修工事補助金交付事業

民間特定建築物の耐震化

- 仙台市民間大規模建築物耐震化促進事業

【耐震診断】

災害時に避難者の受入れ等が可能な大規模旅館等の耐震診断の費用の一部を助成します。

【耐震改修】

以下の建築物等について、耐震改修工事費の費用の一部を助成します。

- 耐震診断が義務化された建築物
- 災害時に避難者の受入れ等が可能な大規模旅館等
- 新基準に適合しない、既存の劇場、映画館等の大規模空間の吊り天井

「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物の耐震化

①地震時に通行を確保すべき道路

仙台市地域防災計画に定める緊急輸送道路等

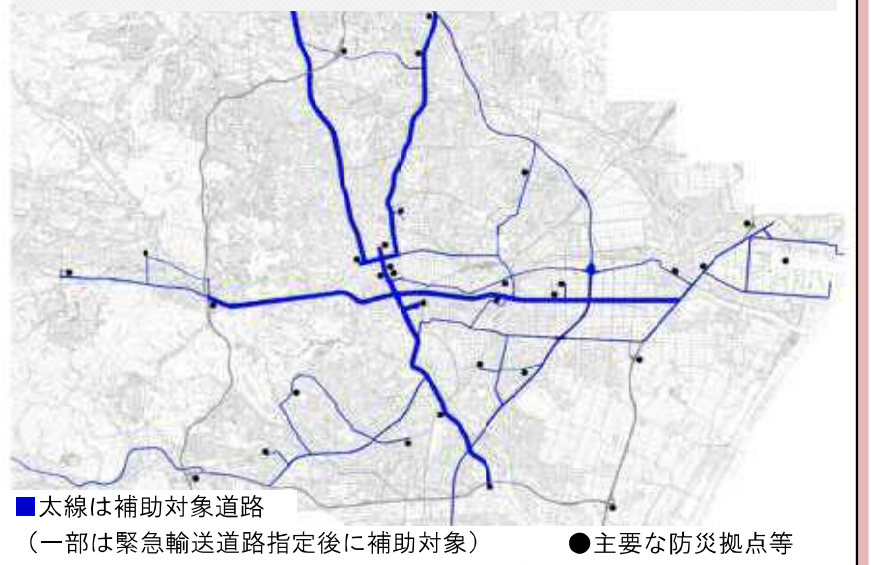
②優先的に沿道建築物の耐震化を促進すべき道路

高規格幹線道路等と市内の主要な防災拠点間を結ぶネットワークを形成する道路

・補助対象道路^{※5}

上記の内高規格幹線道路等と中心部を結ぶアクセスの基軸となる幹線道路

②優先的に沿道建築物の耐震化を促進すべき道路(青太線、細線とも)



■太線は補助対象道路
(一部は緊急輸送道路指定後に補助対象) ●主要な防災拠点等

※5「仙台市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業」により沿道建築物の耐震診断の費用の一部を助成します。